

令和 3 年第 1 回定例会（2 月議会） 産業観光委員会・分科会 提出資料

令和 3 年 2 月 1 6 日
観光文化スポーツ部

【令和 2 年度補正予算関連（2 月 1 5 日提案）】

観 光 振 興 課	観光による消費拡大緊急対策事業について -----	1
ス ポ ー ツ 振 興 課	宿舍確保協力事業者支援金給付事業について -----	3

【議案（条例）関連（2 月 1 5 日提案）】

ス ポ ー ツ 振 興 課	秋田県令和 3 年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会事前合宿地等における新型コロナウイルス感染症臨時対策基金条例案について -----	4
	（議案第 8 9 号）	

観光による消費拡大緊急対策事業について

観光振興課

1 目 的

新型コロナウイルス感染症に伴う観光客の減少により、本県の観光産業が大きな影響を受けていることから、県民による県内流動を促進し、観光消費の拡大を図る。

2 概 要

(1) 未利用プレミアム宿泊券活用による県内流動促進事業 269,195千円

期間終了（令和3年2月末）までに利用されなかったプレミアム宿泊券について、新たな利用期間の設定等により、観光消費の喚起を図る。

＜主な内容＞

想定枚数：10万枚

利用条件：1枚当たり2,500円（購入相当額）

対 象 者：未利用宿泊券所有者

利用期間：令和3年3月中旬～6月30日（GW期間を除く。）

委 託 先：株式会社JTB秋田支店（予定）

(2) 「秋田のお宿」県民応援事業【第1弾】 70,082千円

県内宿泊施設の利用促進と観光消費の喚起を図るため、県民向けにプレミアム宿泊券を発行する。

＜主な内容＞

発行枚数：2万枚

販 売 額：2,500円（額面5,000円）

購入上限：1人4枚まで（額面総額20,000円）

※1人1泊につき2枚まで利用可能。

対 象 者：県内在住者

利用期間：令和3年3月中旬～6月30日（GW期間を除く。）

購入方法：はがき又はウェブサイトで申し込み、郵送される引換券を金融機関等に持参して購入

委 託 先：株式会社JTB秋田支店（予定）

3 予算額	339,277千円
(1) 未利用プレミアム宿泊券活用による県内流動促進事業	269,195千円
内訳〔・委託料（プレミアム宿泊券原資含む）	269,195千円〕
委託料の内訳	
〔・プレミアム宿泊券原資	250,000千円
・宿泊券精算等経費	7,104千円
・利用者・宿泊施設調整等経費	6,270千円
・広告宣伝費	1,800千円
・管理費等	2,276千円
・消費税及び地方消費税	1,745千円
(2) 「秋田のお宿」県民応援事業【第1弾】	70,082千円
内訳〔・委託料（プレミアム宿泊券原資含む）	70,082千円〕
委託料の内訳	
〔・プレミアム宿泊券原資	50,000千円
・宿泊券引換手数料・印刷等経費	3,793千円
・宿泊券精算等経費	1,985千円
・利用者・宿泊施設調整等経費	8,319千円
・広告宣伝費	2,500千円
・管理費等	1,660千円
・消費税及び地方消費税	1,825千円

宿舎確保協力事業者支援金給付事業について【新規】

スポーツ振興課

1 目 的

第76回国民体育大会冬季大会スキー競技会の中止に伴い、県の協力要請を受けて宿舎確保に協力した事業者を支援する。

2 概 要

直前の大会中止により、延べ1万泊以上の宿泊キャンセルが発生し、これを埋める新たな予約確保も困難な状況であり、宿泊施設の経営に多大な影響を与えることから、協力事業者に対して支援金を給付する。

(1) 支援対象 26事業者（鹿角市21、大館市4、小坂町1）

(2) 支援内容 1施設当たりの支援金 $(\text{宿泊単価} \times \text{延べ宿泊数}) \times 1/2$

- ・ 宿 泊 単 価 国体実施要項等により定められた料金
3,740円～8,600円（素泊まり・税抜）
- ・ 延べ宿泊数 11,510泊

3 予算額

43,868千円

（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用予定）

（負担金補助及び交付金）

秋田県令和３年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会 事前合宿地等における新型コロナウイルス感染症臨時対策基金条例案について

スポーツ振興課

１ 制定理由

東京オリンピック・パラリンピックに向けた事前合宿等の受入れの際に行う新型コロナウイルス感染症対策経費に充てるため、「秋田県令和３年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会事前合宿地等における新型コロナウイルス感染症臨時対策基金（以下「基金」という。）」を設置する必要がある。

２ 内 容

- （１）県及び事前合宿地等の市町村が、大会に出場する選手等の受入れに当たり、新型コロナウイルス感染症の対策に係る臨時の事業に充てる資金として、基金を設置する。（第１条関係）
- （２）基金の積立て、管理、運用益金の処理、繰替運用及び相殺のための処分等に関し、必要な事項を定める。（第２条～第７条関係）

３ 施行期日等

- （１）公布の日から施行する。
- （２）令和４年３月３１日限り、その効力を失う。

【参考】基金積立金

- （１）積立額 １１５，５６７千円
（ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策交付金）
- （２）充当予定事業
 - ①選手団及び受入関係者のＰＣＲ検査等（県実施分） ７５，４４９千円
 - ②選手団の移動・宿泊に係る隔離対策等（市町村への交付金）
４０，１１８千円